

健康食品を勧める電話勧誘にご注意

2014年9月15日号

健康に対する消費者の不安につけ込んだ、健康食品の悪質な電話勧誘が後を絶ちません。突然の電話であっても「お体の調子はどうですか」と消費者の警戒心を緩めるような口調で語り始め、病気が治るかのような話をします。興味を示さない消費者には「試供品だけでも」と粘ります。試供品が送付され、断っているのに電話勧誘が続けられたり、試供品といいながら、飲み終えた頃に請求書が送付されるという悪質なケースもあります。あいまいな返事は避け、きっぱり断り、すぐに電話を切りましょう。

健康食品には病気が治る効能はありません。「病気の治療」、「体質改善」、「痩身」などのうたい文句による勧誘や広告は注意が必要です。根拠のない効能をうたうことは法律で禁止されています。

断りきれず契約をしてしまった場合、クーリングオフできる場合がありますので、消費生活センターにご相談ください。